



地域に貢献する商工会 安芸太田町商工会

2022 春号

令和4年3月発行

- ◆本所（安芸太田町役場庁舎裏）
〒731-3810 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内670-6
TEL 0826-28-2504 FAX 0826-28-2070
- ◆加計支所（太田川交流館かけはし内）
〒731-3501 広島県山県郡安芸太田町大字加計3494-2
TEL 0826-22-1221 FAX 0826-22-1807

「レジャー&宿泊マップカード」 が完成しました!!

令和3年度伴走型小規模事業者支援推進事業として、昨年実施を行った「グルメマップカード」制作事業の第2弾「レジャー&宿泊マップカード」を製作しました。

全24施設が掲載されており、基本情報や施設の写真など、各事業者の魅力が詰まったカードとなっています。また、GoogleマイビジネスによるWeb上での詳細情報も発信していますので、レジャー&宿泊マップカードにあるQRコードを読み込んでみてください!

1万部発行し、安芸太田町商工会や各参加店舗、道の駅、ひろしま夢ぷらざなど様々な場所に設置し、町の魅力をPRしております。



目次

「レジャー&宿泊マップカード」が完成!	1
改正電子帳簿保存法が施行されました	2
事業復活支援金・頑張る中小事業者月次支援金	3
事務局長退職のあいさつ	4



あなたに、とことん。
元氣な経営、笑顔のまちへ。
商工会は全力で進みます。

改正電子帳簿保存法が施行されました

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、電子帳簿保存法の改正が行われ帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しがされました。

この改正は令和4年1月1日施行されましたが、**猶予期間として令和5年12月31日までの2年間設けられました。**電子帳簿保存法を知ってもらうために、今回は電子帳簿保存法の概要についてご紹介します。

電子帳簿等保存制度の概要

- 電子帳簿等保存制度は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度。
- ただし、改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件を設けている。

①電子帳簿等保存

帳簿（仕訳帳等）や国税関係書類（決算関係書類等）のうち**自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているもの**については、一定の要件の下、データのままで保存等できる。〔平成10年度税制改正で創設〕

②スキャナ保存

決算関係書類を除く国税関係書類（例：取引先から受領した領収書・請求書等）については、その書類を保存する代わりとして、一定の要件の下で**スマホやスキャナで読み取ったデータを保存することができる**。〔平成17年度税制改正で創設〕

③電子取引データ保存

所得税・法人税に関する帳簿書類の保存義務者は、**取引情報のやりとりをデータで行った場合には、一定の要件の下、やりとりしたデータを保存することが必要**。〔平成10年度税制改正で創設〕

国税関係帳簿	国税関係書類		電子取引	
仕 訳 帳 総勘定元帳 (各種補助元帳) 売上台帳 仕入帳 現金出納帳 固定資産台帳 売掛金台帳 買掛金台帳 等	決算関係書類 貸借対照表 損益計算書 棚卸表 試算表 等	取引関係書類		EDI取引 インターネット取引 電子メール取引 クラウド取引 等
		自己が発行した書類の写し	相手から受領した書類	
		請 求 書 見 積 書 領 収 書 納 品 書 注 文 書 等	請 求 書 見 積 書 領 収 書 納 品 書 注 文 書 等	

①電子帳簿等保存

②スキャナ保存

③電子取引データ保存

申請書の様式や電子帳簿保存法のQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています（改正分は随時掲載していきます）。詳しくは、**国税庁 電子帳簿保存法**で**検索**



事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

新型コロナウイルス感染症の影響により2021年11月～2022年3月までの期間の月の売上高が減少した中小法人・個人事業者に対して事業の継続・回復を支援する給付金が支給されます。

申請期間 2022年1月31日(月)～5月31日(火)

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月(基準期間)までの任意の同じ月と比較して、50%以上または30%以上50%未満減少した事業者。

給付上限額	売上高減少率	個人事業主	法人		
			年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～ 5億円以下	年間売上高 5億円超
	▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
	▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

ホームページ
<https://jigyou-fukkatsu.go.jp/>



事業復活支援金事務局 ■相談窓口／0120-789-140 ■IP電話回線専用／03-6834-7593
■受付時間／8:30～19:00(土・日・祝日含む全日)

広島県 頑張る中小事業者 月次支援金をご活用ください!

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための国の緊急事態等や広島県の集中対策の影響(飲食店の休業・時短営業、外出自粛等)により、売り上げが減少した県内中小事業者に対しての支援として給付されます。

申請期間 【1月分】 2月1日(火)～3月31日(木) 【2月分】 3月1日(火)～4月30日(土) 【3月分】 4月1日(金)～5月31日(火)

対象者 広島県内に本社・本店がある中小法人、個人事業者

- 緊急事態措置等や広島県の集中対策実施に伴う飲食店の休業・時短営業、外出自粛等の影響により売上が30%以上減少していること。
- 「広島県感染症拡大防止協力支援金」の給付対象の方は受けられません(月ごとに判断します)。

給付上限額	売上高減少率	個人事業主	法人	
			法人	個人事業主
	▲90%以上	30万円	60万円	
	▲70%以上～90%未満	20万円	40万円	
	▲50%以上～70%未満	10万円	20万円	
	▲30%以上～50%未満	4万円	8万円	

ホームページ
<https://hiroshima-getsuji-shien.jp>



頑張る中小事業者月次支援センター
■相談窓口／082-248-6853
■受付時間／平日9:30～17:00(土・日・祝日を除く)



事務局長退職のあいさつ

安芸太田町商工会

事務局長 佐々木 知昭

会員事業者の皆様には、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、3月31日をもっての定年退職にあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

早いもので、商工会の事務局長を拝命して5年3か月が経過しました。在職中は、会長はじめ、役職員、会員事業者の皆様には、いろいろな面でお支えいただき心より感謝申し上げます。

私の座右の銘は、「至誠にして動かざるものは、未だこれ有らざるなり」という、孟子の言葉です。このことを常に思い、会員の皆様や行政職員等と接してまいりました。

本商工会は、財政的に自主財源比率が低く、国・県・町の補助金への依存率が高いため、財源確保のため、特に、町への補助金の要望に東奔西走し、財源確保に努めてきました。

安芸太田町の深いご理解のお陰で、様々な場面で補助金を認めていただき、商工会の運営に貢献できました。

これもひとえに職員一丸となって取り組んだことが、良い結果に繋がったものと思っております。私のわがままを聞いていただいた職員の皆様にも、改めて深く感謝いたします。

在任期間の後半は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ほとんどの行事が中止になり、会員事業者の皆様には、様々な業種で経営に支障をきたし、大変なご苦労があったと思います。

中々これといった経済対策が打ち出されていない状況ですが、一日も早い終息により、経済が活性化することを願うばかりです。

今後のことはまだ決めておりませんが、これまでの経験を活かし、少しでも地域の活性化に向けた取り組みができればと思っております。

最後に、会員事業所の発展と、皆様方のご健勝とご活躍を心よりお祈り申し上げます。退職に際してのお礼の挨拶とします。ありがとうございます。

安芸太田町商工会 会員募集中!

新規事業をお考えの方
経営でお悩みの方

商工会の会員に なりませんか?

私たちが
皆様をサポート!
応援します!

詳しくは、安芸太田町
商工会までお問い合わせ
ください。



安心 安全 国がつくった 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの?

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

